（別紙様式３６－５）

**煙火火薬庫「保安検査」事前調査票**

作成者職・氏名

連絡先電話番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | |  | | | | | 代表者職・氏名 | | | |  | |
| 事業所所在地 | |  | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | |  | | | | | ファックス番号 | | | |  | |
| 取 扱 保 安  責 任 者 | | 資格 | | 正（甲・乙） | | 副（甲・乙） | | | 代理（甲・乙） | | | |
| 氏名 | |  | |  | | |  | | | |
| 煙火火薬類の所在地 | | | |  | | | | | | | | |
| 煙火火薬庫 | | | | 許可火薬類の種類 | | 許可貯蔵量㎏ | | 定期自主検査実施日  　　年度  第１回 年　　月　　日  第２回 年　　月　　日 | | | | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 号棟 | | | |  | |  | |
| 第１種保安物件名  法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  ㍍  実測保安距離  ㍍ | | | 第２種保安物件名    法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  　 ㍍  実測保安距離  ㍍ | | | 第３種保安物件名    法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  ㍍  実測保安距離  ㍍ | | | | 第４種保安物件名    法定保安距離  ㍍  申請書面保安距離  ㍍  実測保安距離  ㍍ | | |
| 検査項目 | 省令等 | | 検査基準 | | 判定基準 | | | | | | | 自己点検結果 |
| 位置 | 規則２４条１号 | | 湿地を避けた位置とする。 | | 地盤の湿気の状態を確認すること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 構造 | 同２８条１号及び２号 | | 鉄筋コンクリート造（壁厚１０㌢以上）補強コンクリートブロック造（壁厚２０㌢以上）平屋建で堅牢高位で排水に留意する。 | | ヒビ割れ、風化等がないこと。  排水溝の詰まりがないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 扉 | 同２８条１号の２ | | 入口の扉は二重扉、外扉は３㍉以上の鉄板で適当に補強、外扉、内扉に錠を付ける。 | | 鉄扉の腐食、塗装の剥げのないこと。  錠が適切であるかを確認すること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 検査項目 | 省令等 | | 検査基準 | | 判定基準 | | | | | | | 自己点検結果 |  |
|
| 通気孔 | 規則２８条３号 | | 金網張り、火薬庫の大きさに応じて床下に２個以上、幅２０㌢以上の場合は約５㌢間隔で直径１㌢以上の鉄棒を入れる。 | | 金網等の破損がないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 土堤等 | 同２８条４号 | | 最大２㌧を超える場合は土堤又は簡易土堤。  ２㌧以下の場合は土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。 | | 規則第３１条（土堤）、第３１条の２（簡易土堤）第３１条の３（防爆壁）の構造等の基準に適合していること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 床 | 同２４条７号 | | 床面は板張りで鉄類を表さない。 | | 床板の割れ、釘の浮きがないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 換気孔 | 同２４条８号 | | 金網張り、火薬庫の大きさにより天井に１個以上、両つまに各１個付ける。 | | 換気孔の金網の破損がないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 暖房 | 同２４条９号 | | 暖房の設備を設けた場合は温水以外のものは使用しない。 | | 温水以外の熱源を使用していないこと。 | | | | | | | 該当無し  適　・　否 |
| 照明 | 同２４条１０号 | | 照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断機、開閉器は庫外に設置する。 | | 防爆式電灯であること。スイッチ等は庫外にあること。 | | | | | | | 該当無し  適　・　否 |
| 屋根 | 同２４条１１号 | | 木造、屋根の外面は金属板・スレート板・瓦等の不燃物とする。 | | 雨といの破損、詰まりがないこと。  雨もりがないこと。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 避雷装置 | 同２４条１２号 | | 避雷装置を設ける。 | | 平成２７年経済産業省告示第１４５号の基準に適合していること。 | | | | | | | 適　・　否 |
| 警戒・  消火設備 | 同２４条１４号 | | 警戒札及び貯水槽の設置、境界に沿って２㍍以上の空地を設け、境界に有刺鉄線等を張る。 | | 境界柵に破損がないこと。  警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。 | | | | | | | 適　・　否 |

　◆**土堤の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 同３１条１号 | 土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで１㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 堤脚と外壁との間の距離を確認すること。 | 適　・　否 |
| 出入口 | 同３１条２号 | 切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。 | 当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 同３１条３号 | トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 勾配等 | 同３１条４号 | 土堤は４５度以下の勾配とする。  高さは煙火火薬庫の場合は軒高（1.5㍍未満の場合は1.5㍍）、その他の火薬庫及び一時置場にあっては屋頂の高さ以上とする。  頂部の厚さは１㍍以上とする。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土留め | 同３１条５号 | 土堤の堤脚をやむを得ず土留めするときは、土堤の高さの１／３以下とする。  内面の土留めの材料は、爆発の際、軽量な飛散物となるものを使用（煙火火薬庫の場合は除く）。 | 土留めの腐朽等がないこと。  木材、プラステック剤、軽量骨材を使用したものであること。 | 適　・　否 |
| 通路 | 同３１条６号 | ２棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土堤面 | 同３１条７号 | 土堤面に芝草類又はセメントモルタルで被覆する。 | 芝草が剥げていないこと。  枯草がないこと。 | 適　・　否 |

　◆**簡易土堤の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 同３１条１号 | 土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで１㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 堤脚と外壁との間の距離を確認すること。 | 適　・　否 |
| 出入口 | 同３１条２号 | 切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。 | 当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 同３１条３号 | トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |
| 勾配等 | 同３１条の２１号 | 土堤の勾配は７５度以下とする。  土堤の高さは、軒までの高さ（1.5㍍未満の場合は1.5㍍）以上とする。  頂部の厚さは６０㌢以上とする。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土留め | 同３１条の２２号 | 爆発の際、軽量な飛散物となる側壁板及び支柱を用いて堅固な土留めとする。 | 土堤内の土、砂が十分に満たされていること。  土圧により、板が破損していないこと。  材料は木材、プラスティック材、軽量骨材を用いたセメント板であること。 | 適　・　否 |
| 通路 | 同３１条６号 | ２棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土堤頂部 | 同３１条の２３号 | 頂部は板等で覆い、できるだけ雨水が浸入しない構造とする。 | 板の乾燥により、隙間が大きくなっていないこと。 | 適　・　否 |

　◆**防爆壁の場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 告　示 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 昭和３５年告７６号第１号 | 内面の壁脚から煙火火薬庫の外壁まで、２㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 位置が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 構造 | 同２号 | 鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、基礎は堅牢に構築する。 | 基礎部が露出していないこと。 | 適　・　否 |
| 高さ | 同４号 | 煙火火薬庫の場合は軒高以上、爆発の危険のある日乾場では2.5㍍以上。 | 位置が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 壁の厚さ | 同４号 | 鉄筋コンクリートの場合  ・煙火火薬庫においては１５㌢以上  ・爆発の危険のある工室、火薬類一時置場，爆発の危険のある日乾場においては１０㌢以上。  補強コンクリートの場合  ・煙火火薬庫においては２０㌢以上  ・爆発の危険のある工室、火薬類一時置場，爆発の危険のある日乾場においては１５㌢以上。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。  壁面にヒビ割れ、風化がないこと。 | 適　・　否 |
| 緩衝措置 | 同５号 | 出入口の外に更に防爆壁を設ける等、直接の爆風波が外にでない措置をする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 | 適　・　否 |